

出水に備え、重要水防箇所を合同で巡視します！

～ 6市8町、地元水防団等約100名が参加予定～

吉野川・旧吉野川・今切川の重要水防箇所の合同巡視は、徳島河川国
国事務所・出張所、各市町及び地元水防団等が、台風や前線等に伴う出
水に備え、国管理区間の重要水防箇所について、現地の状況を確認し、
情報を共有することにより、水防体制の強化を図るために行っています。

今年度の巡視は下記の行程で実施します。

1. 日 時
①平成24年6月13日(水) 9:00～15:40
美馬市・三好市・東みよし町・つるぎ町に係る
重要水防箇所の巡視
②平成24年6月14日(木) 9:30～15:00
吉野川市・石井町・阿波市に係る重要水防箇所の巡視
③平成24年6月15日(金) 10:00～17:00
上板町・藍住町に係る重要水防箇所の巡視
④平成24年6月20日(水) 9:00～16:30
徳島市に係る重要水防箇所の巡視
⑤平成24年6月21日(木) 9:00～16:30
板野町・鳴門市・北島町・松茂町に係る
重要水防箇所の巡視
2. 行程詳細 別紙1のとおり
3. 重要水防箇所の説明 別紙2のとおり
4. 参考—昨年度の巡視状況 別紙3のとおり

【取材のお願い】

当日の取材を希望される報道機関は事前に連絡願います。

平成24年 6月 7日
四国地方整備局 徳島河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「NO.6防災力向上プロジェクト」の取組に該当します

問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
副所長(河川) 武本 謹二 TEL088-654-2211 (内線: 204)
◎河川調査課長 生田 浩一 " (内線: 351)
◎: 主たる問合せ先

重要水防箇所巡視行程

(1) 平成24年6月13日(水)	9:00~15:40
-------------------	------------

○美馬市（旧脇町）

- ①時間：9:00~9:40
- ②集合場所：土井谷樋門下流堤天
- ③巡視箇所：土井谷樋門下流～ふくろ谷樋門付近

○美馬市（旧美馬町）

- ①時間：9:50~10:10
- ②集合場所：青石橋北岸
- ③巡視箇所：青石橋北岸付近

○三好市（旧三野町，旧池田町）

- ①時間：10:20~10:50
- ②集合場所：東三好橋北岸
- ③巡視箇所：東三好橋北岸～河内谷川右岸

○東みよし町（旧三好町）

- ①時間：11:00~11:30
- ②集合場所：三三大橋北岸
- ③巡視箇所：三三大橋北岸付近

○三好市（旧池田町）

- ①時間：13:00~13:10
- ②集合場所：四国中央橋右岸上流側 国道192号路側緑地公園
- ③巡視箇所：池田箇所

○三好市（旧井川町）

- ①時間：13:15~13:45
- ②集合場所：三好大橋南岸
- ③巡視箇所：井川箇所

○東みよし町（旧三加茂町）

- ①時間：14:00~14:35
- ②集合場所：マルヨシセンター三加茂店駐車場
- ③巡視箇所：加茂第二箇所・加茂第一箇所

○つるぎ町（旧貞光町）

- ①時間：14:45~14:55
- ②集合場所：県道美馬半田線と国道192号の交差点付近
- ③巡視箇所：半田箇所

○美馬市（旧穴吹町）

- ①時間：15:00~15:40
- ②集合場所：穴吹第三樋門
- ③巡視箇所：穴吹箇所・舞中島箇所・小島箇所

(2) 平成24年6月14日(木) 9:30~15:00

○ 吉野川市

- ①時間： 9:30~11:00
- ②集合場所：岩津橋下流国道192号線の路側帯上
- ③巡視箇所：吉野川市内の重要水防箇所

○ 石井町

- ①時間： 11:10~11:40
- ②集合場所：石井町河川防災ステーション
- ③巡視箇所：石井町内の重要水防箇所

○ 阿波市（旧吉野町）

- ①時間： 13:30~13:45
- ②集合場所：四国高速運輸前の堤防上
- ③巡視箇所：阿波市吉野町内の重要水防箇所

○ 阿波市（旧市場町）

- ①時間： 14:00~14:20
- ②集合場所：大野島潜水橋堤防上下流
- ③巡視箇所：阿波市市場町内の重要水防箇所

○ 阿波市（旧阿波町）

- ①時間： 14:40~15:00
- ②集合場所：県道鳴門池田線日開谷橋下流
- ③巡視箇所：阿波市阿波町内の重要水防箇所

(3) 平成24年6月15日(金) 10:00~17:00

○ 上板町

- ①時間： 10:00~12:00
- ②集合場所：第十樋門
- ③巡視箇所：上板町内の重要水防箇所

○ 藍住町

- ①時間： 13:30~17:00
- ②集合場所：正法寺排水機場前河川敷
- ③巡視箇所：藍住町内の重要水防箇所

(4) 平成24年6月20日(水) 9:00~16:30

○ 応神地区

- ①時間： 9:00~9:15
- ②集合場所：JR高德線下流側徳島市河川敷緑地公園内
- ③巡視箇所：吉野川橋から徳島市と藍住町境まで

○ 国府地区

- ①時間： 10:00~11:10
- ②集合場所：徳島市第十堰浄水場
- ③巡視箇所：第十堰から鮎喰川合流点まで

○渭東地区

- ①時間： 11:30～12:00
- ②集合場所：沖ノ洲樋門付近（堤防天端）
- ③巡視箇所：徳島市住吉箇所の重要水防箇所

○川内地区

- ①時間： 13:30～15:10
- ②集合場所：川内町鈴江樋門の上（榎瀬川右岸）付近
- ③巡視箇所：榎瀬川及び
今切川河口付近から今切川河口堰まで

○応神地区

- ①時間： 15:30～16:30
- ②集合場所：今切川河口堰南側道路付近
- ③巡視箇所：今切川河口堰から徳島市と北島町境まで

(5) 平成24年6月21日(木) 9:00～16:30

○板野町

- ①時間： 9:00～10:00
- ②集合場所：栄橋下流左岸
- ③巡視箇所：板野町内の重要水防箇所

○鳴門市

- ①時間： 10:00～12:00
- ②集合場所：鍛冶屋川樋門前
- ③巡視箇所：鳴門市内の重要水防箇所

○北島町

- ①時間： 13:30～14:30
- ②集合場所：市場橋右岸
- ③巡視箇所：北島町内の重要水防箇所

○松茂町

- ①時間： 14:30～16:30
- ②集合場所：長岸橋左岸
- ③巡視箇所：松茂町内の重要水防箇所

※現地巡視状況により、予定時間は前後する場合があります。

1. 重要水防箇所とは

洪水時には、堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出したりしないように、地域の水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を決めています。

2. 重要水防箇所評定基準

重要水防箇所とは洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所には、A・B・要注意の3ランクがあります。

A・Bランクは堤防の高さや大きさ、過去の災害実績などから指定され、要注意区間のランクには、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されます。

(詳細は別紙4のとおり)

なお、重要水防箇所に設定している箇所には、現地において杭で表示しています。

(写真参照)



3. 重要水防箇所合同巡視構成機関

今回の合同巡視を行うのは、徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、三好市、美馬市の6市8町及び地元水防団等、独立行政法人水資源機構池田総合管理所、国土交通省徳島河川国道事務所となっています。

4. 徳島河川国道事務所管内重要水防箇所の延長について

重要水防箇所の延長は、徳島河川国道事務所管内で下記のとおりとなっています。

河川名	延長
吉野川	約75km
旧吉野川	約37km
今切川	約14km

※ 河川それぞれの延長距離は重複分を含まない。

※ 吉野川の延長距離には重点区間(L=約11km、左右岸合計値)を含まない。

【 平成23年度の巡視状況 】

昨年度の合同巡視は、以下のとおり行いました。

- ① 6月13日 徳島市の重要水防箇所の巡視
- ② 6月14日 阿波市・吉野川市・石井町の重要水防箇所の巡視
- ③ 6月16日 上板町・藍住町の重要水防箇所の巡視
- ④ 6月17日 板野町・北島町・鳴門市・松茂町の重要水防箇所の巡視
- ⑤ 6月22日 美馬市・つるぎ町・三好市・東みよし町の重要水防箇所の巡視



H23.6.13 今切川の陸閘(徳島市)

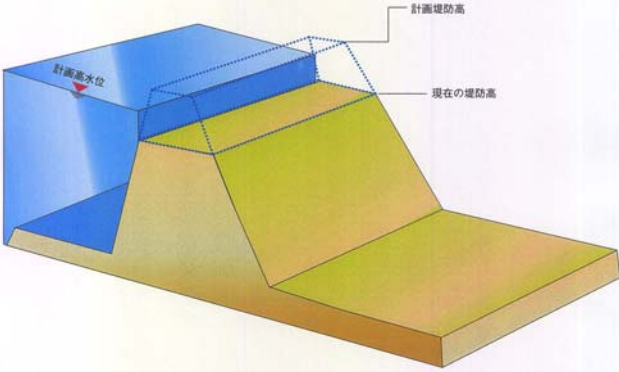
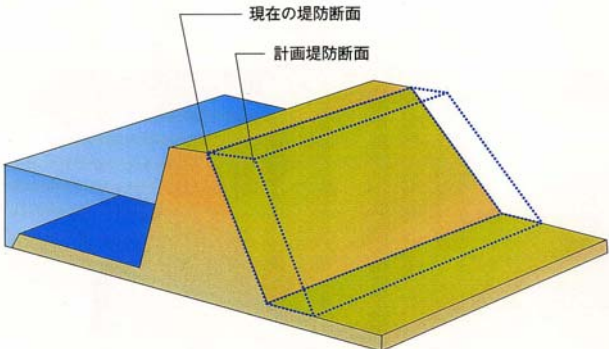
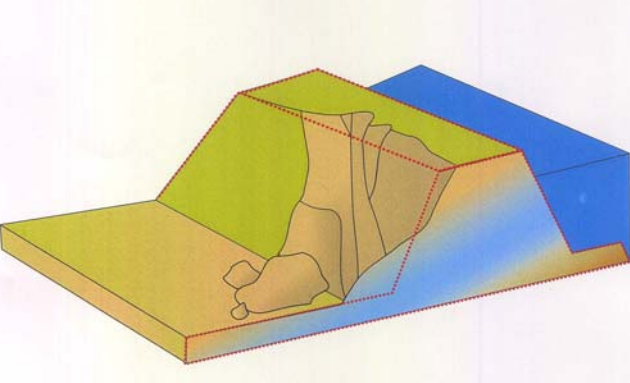
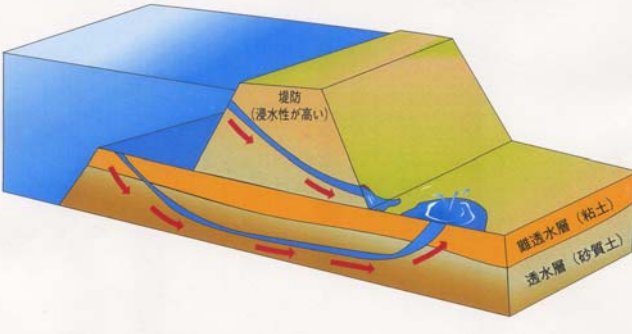


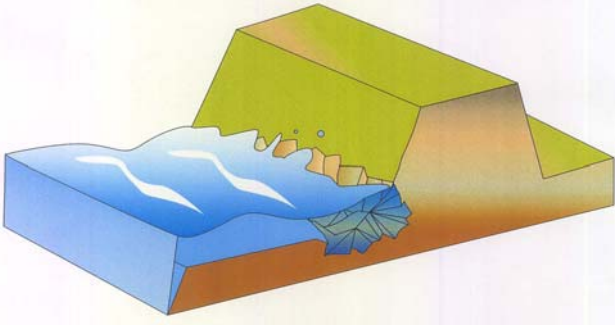
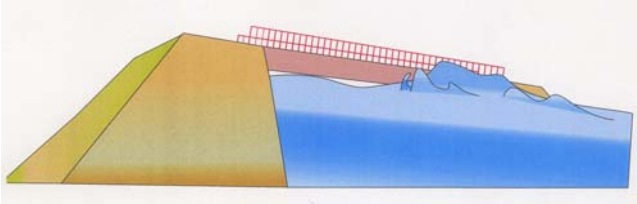
H23.6.14 吉野川堤防(阿波市)

重要水防箇所の評価基準（参考）

重要水防箇所を評価する基準は、大きく次の6つの項目に分けられます。これらの項目に該当し、洪水時に被災を受ける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受ける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定されます。

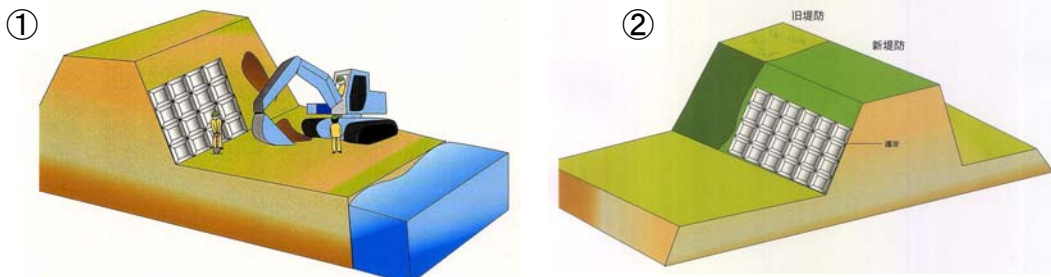
重要水防箇所の評価基準

堤防高	堤防断面
 <p data-bbox="150 1077 788 1160">堤防の高さが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>	 <p data-bbox="815 1077 1453 1160">堤防の大きさが、計画高水流量規模の洪水に耐えられる基準を満たしていない。</p>
法崩れ・すべり	漏水
 <p data-bbox="150 1765 788 1989"> ① 法崩れやすべりの実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、法崩れやすべりが発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。 </p>	 <p data-bbox="815 1742 1453 1966"> ① 漏水の実績があり、対策が終了していない箇所。 ② 堤防の土質等や堤防の基礎地盤から見て、漏水が発生する恐れがある箇所で、所定の対策が未対策。 </p>

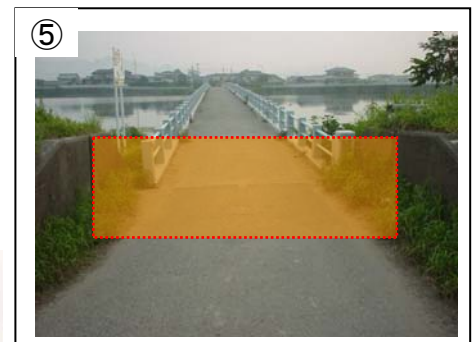
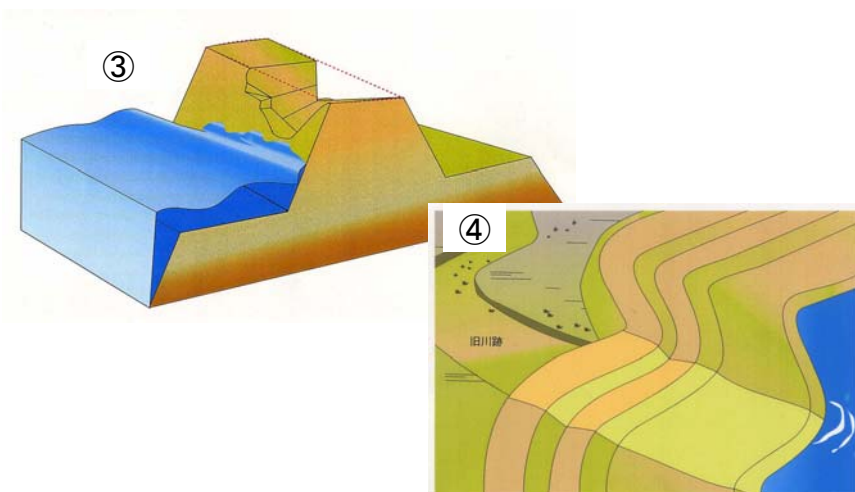
水衝・洗掘	工作物
 <p>① 流水の影響を受け、堤防前面の河床が洗掘されていて対策がなされていない箇所。</p> <p>② 橋台などの工作物の突出している所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損している箇所。</p>	 <p>堰・橋梁・樋管などの工作物が洪水の流下の妨げとなる箇所。</p>

その他に次の項目に該当する区間は、「要注意区間」に指定されます。

- ① 出水期間中に堤防を開削する工事をする箇所
- ② 新堤防で築造3年以内の箇所



- ③ 破堤跡 過去に破堤した実績がある箇所。
- ④ 旧川跡 昔は川だったところを締め切って、堤防を設置した箇所。
- ⑤ 陸閘がある箇所 道路等と交差する河川堤防の高さを下げ、洪水時はこれを板材（角落し）で締め切る構造物。暫定的構造物である。



角落し設置イメージ

- ⑥流下能力不足 堤防高は基準を満足しているが河道断面が不足し、計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所
- ⑦開口部 道路等が交差するために堤防の高さを下げた箇所で計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位が現況の堤防高を超える、若しくは現況の堤防高までの余裕高が該当地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所